

# 行田市移住・定住プロジェクトが始まります

「移住・定住プロジェクト」とは、市内事業者や行田に関心がある方との「繋がり」をこれまで以上に大切に、「オール行田」となってさらなる移住・定住の促進に取り組んでいくものです。

## 移住・定住パートナーズの募集

本プロジェクトに賛同する市内事業者やNPO法人などの団体を「移住・定住パートナーズ」として認定し、官民協働での取り組み強化を図っていきます。

移住・定住パートナーズには、新たに会員として登録いただく本市への移住・定住に関心のある方に対し、割引などのサービス提供や移住・定住促進に向けた情報発信などを実施していただきます。

## 移住・定住コンシェルジュの配置

本市への移住・定住に関心がある方をサポートするため、専任のコンシェルジュを配置し、移住・定住に関する相談への対応やSNSを活用した情報発信など、きめ細かな対応を行います。

## 新たな移住・定住プロモーションの実施

本プロジェクトの内容や本市の魅力、さまざまな支援内容などを広く発信するため、移住関連イベントへの出展や移住体験ツアーの開催とともに、大手検索サイトの検索結果画面にバナー広告を掲出するプロモーションを実施します。  
※パートナーズや会員の募集などは、準備が整い次第、市ホームページや「市報ぎょうだ」でお知らせし、順次取り組んでいきます。

▶問い合わせ 企画政策課企画政策担当(内線309・311)

## 行田市移住・定住コンシェルジュを募集します

- ▶雇用期間 6月1日～平成32年3月31日  
※勤務状況により雇用期間の延長の場合あり。
- ▶勤務時間 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分  
(原則週5日)
- ▶勤務場所 企画政策課
- ▶主な業務内容
  - ・移住・定住相談への対応、関連事務
  - ・ウェブサイトやSNSなどメディアを活用した情報発信
  - ・移住・定住に関する各種イベントへの参加
- ▶募集人数 1人
- ▶給与など 月額166,500円(条件により交通費の支給あり)※6月および12月に賞与あり
- ▶応募資格
  - ・本市の移住施策に関心があり、移住促進に取り組む意欲があること
  - ・パソコンの基本操作ができ、SNSの活用ができること
  - ・普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障がないこと
- ▶その他 詳細は、市ホームページの募集要項をご確認ください。
- ▶申し込み 市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入の上、4月27日(金)までに企画政策課へ持参してください。書類選考の上、面接を行います。

▶問い合わせ 企画政策課企画政策担当(内線309)

## 市役所組織が一部変わりました

市民サービスの向上と効率的な事業の推進を図るため、市役所組織の一部を4月1日に次のとおり変更しました。

【課・担当の変更】より迅速な事務の執行を図るため、男女共同参画推進センターが地域づくり支援課から独立しました。

### 地域づくり支援課

- ・くらし安心担当
- ・自治振興担当
- ・協働推進担当
- ・男女共同参画担当  
(男女共同参画推進センター)

### 地域づくり支援課

- ・くらし安心担当
- ・自治振興担当
- ・協働推進担当

### 男女共同参画推進センター

- ・男女共同参画担当

【担当の廃止】臨時福祉給付金事業の終了に伴い、福祉課臨時福祉給付金担当を廃止しました。

### 福祉課

- ・トータルサポート推進担当
- ・生活保護担当
- ・障害福祉担当
- ・臨時福祉給付金担当

### 福祉課

- ・トータルサポート推進担当
- ・生活保護担当
- ・障害福祉担当

▶問い合わせ 企画政策課企画政策担当(内線309)

# 「笑顔あふれる元気な行田」を目指して 行田に住もう 行田で暮らそう

市では、「子育て世帯定住促進奨励金」により、本市で住宅を取得する子育て世帯を応援しています。市外から転入した子育て世帯が1年以内に住宅を取得した場合は最高で60万円、市内在住の子育て世帯が住宅を取得した場合は最高で40万円の奨励金を交付します。

さらに官民一体となった「住まいる行田プロジェクト」を展開していますので、併せてご活用ください。

## ▶奨励金の内容

名称	対象	金額
転入者住宅取得奨励金	1年以上市外に居住し、転入から1年以内に住宅を取得した子育て世帯	住宅取得価格の5%以内 (交付限度額20万円)
市内事業者施工奨励金	市内事業者の施工による住宅を取得した子育て世帯	住宅取得価格の5%以内 (交付限度額20万円)
三世同居・近居奨励金	住宅を取得し、親世帯と同居、または近居する子育て世帯	住宅取得価格の5%以内 (交付限度額20万円)

※親世帯とは、子育て世帯の世帯主または配偶者の一親等以内の直系尊属で構成される世帯です。

※近居とは、子育て世帯と親世帯が市内に居住することです。

※奨励金の一部は市内共通商品券で交付します。

▶対象となる世帯

- ・中学生以下の子を養育する世帯
- ・出産予定(妊娠22週以後)の方がいる世帯

▶対象となる住宅

- ・一戸建て
- ・店舗などの併用住宅(居住部分の床面積が全体の2分の1以上)  
※マンションなどの集合住宅や中古住宅の場合は、「転入者住宅取得奨励金」、「三世同居・近居奨励金」が該当となります。

▶交付条件

- ・本市に住民登録があり、住宅取得後、継続して5年以上居住すること。
- ・住宅の所有権を登記していること。
- ・市税などを滞納していないこと。
- ・住宅取得(建物の権利保存登記)後、1年以内であること。

▶事業期間

平成31年3月31日まで  
※期間内に申請いただけない場合は、本制度の対象となりませんので、ご注意ください。

▶申請方法

企画政策課で配布している申請書類(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、同課に持参してください。

▶その他

市ホームページに制度内容の詳細を掲載しています。

～官民一体で子育て世帯の住宅取得をサポートします～

## 住まいる行田プロジェクト

### 行田市

#### 奨励金

- ・市外からの転入(20万円)
- ・市内事業者施工(20万円)
- ・三世同居・近居(20万円)

#### 関連補助制度

- ・住宅用太陽光発電システム設置(8万円)
- ・住宅用高効率給湯器設置(最高5万円)
- ・住宅用蓄電池設置(5万円)

※詳細は21ページをご覧ください

### 民間

#### 市内建築事業者

- ・住宅特別値引き・エアコン無償設置など

#### 商店会連合会

- ・店舗ごとのオリジナルサービス

#### 農業団体

- ・行田ブランド米「彩のかがやき」無償提供
- ・軽トラ朝市お買い物券
- ・田んぼアート田植え体験無料招待



連携

▶問い合わせ 同課企画政策担当(内線309)